

檜枝岐村公共施設等総合管理計画

令和 4年3月 改訂

平成29年3月 策定

檜枝岐村

第1章 計画策定の背景と目的	1
1 背景と目的	
2 位置付け	
3 計画期間	
4 対象範囲	
第2章 本村の状況	2
1 人口の推移	
2 財政状況	
第3章 公共施設等の現状と将来の見通し	5
1 公共建築物の現状と将来の見通し	
2 インフラ資産の現状と将来の見通し	
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	17
1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
2 現状や課題に対する基本認識	
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
4 フォローアップの実施方針	
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	19
1 文化系施設（集会施設）	
2 社会教育施設	
3 スポーツ・レクリエーション施設	
4 産業系施設	
5 学校教育施設・子育て支援施設	
6 保健・福祉・医療施設	
7 行政系施設	
8 公営住宅	
9 供給処理施設	
10 その他施設	
11 インフラ資産	
資料	21
将来負担の考え方	

第1章 計画策定の背景と目的

1、背景と目的

本村は役場所在地を中心に、南北2kmの間に檜枝岐川に沿うように集落があり、周囲は山々に囲まれ一箇所に生活圏が形成されております。狭隘かつ急峻な地形のため、公共施設等の整備に適した場所が少ない状況にある中、産業振興や生活環境の充実を図るため必要な施設整備に取り組んできました。本村の施設の多くは、1980年代後半から2000年にかけて整備され、近年ではゾーニングを図り既存の施設をリニューアルするなど新たな活用も進められております。また、1960年から1970年代に整備された役場庁舎を含む一部の施設についても老朽化による安全性へのリスクが懸念されていることから、建替えを実施するなど対策を着実に進めてまいりました。しかし、急速に進む人口減少と少子高齢化による社会構造や利用者のニーズが変化しており、今後は公共サービスを含めた公共施設等のあり方を見直す必要性に迫られております。一方、改修や建て替えには多額の費用が必要となり、それが同じ時期に集中すると本村の財政運営に多大な影響を与える恐れがあることから必要な公共施設等の更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが今後の課題となっております。また、更新後の維持管理経費についても留意しなければなりません。

このような状況の中、平成26年4月に国から地方公共団体に対し、所有するすべての公共施設等を対象に総合的かつ計画的な管理を推進するため「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がありました。また、平成30年2月には総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画の不断の見直しを実施し、充実をさせていくため「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂されております。

本村でも、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現するため、「檜枝岐村公共施設等総合管理計画」の改訂を行い取組の推進を図ります。

2、位置付け

本村における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として、本計画を位置づけます。

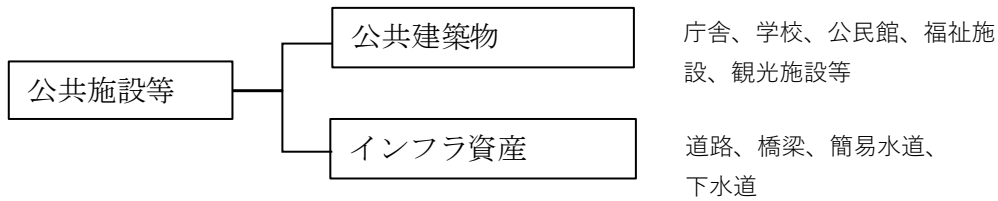
3、計画期間

本計画の推進においては、中長期的な視点が不可欠であり、1980年代以降に整備された公共施設等の大規模改修や更新時期が今後2030年代前半までに集中すると見込まれることから、2017年度（平成29年度）から2036年度（令和18年度）までの20年間を計画の対象期間とします。

4、対象範囲

本村の所有する財産のうち、文化財を除く全ての公共施設等を対象とします。

図 1-1 体系イメージ



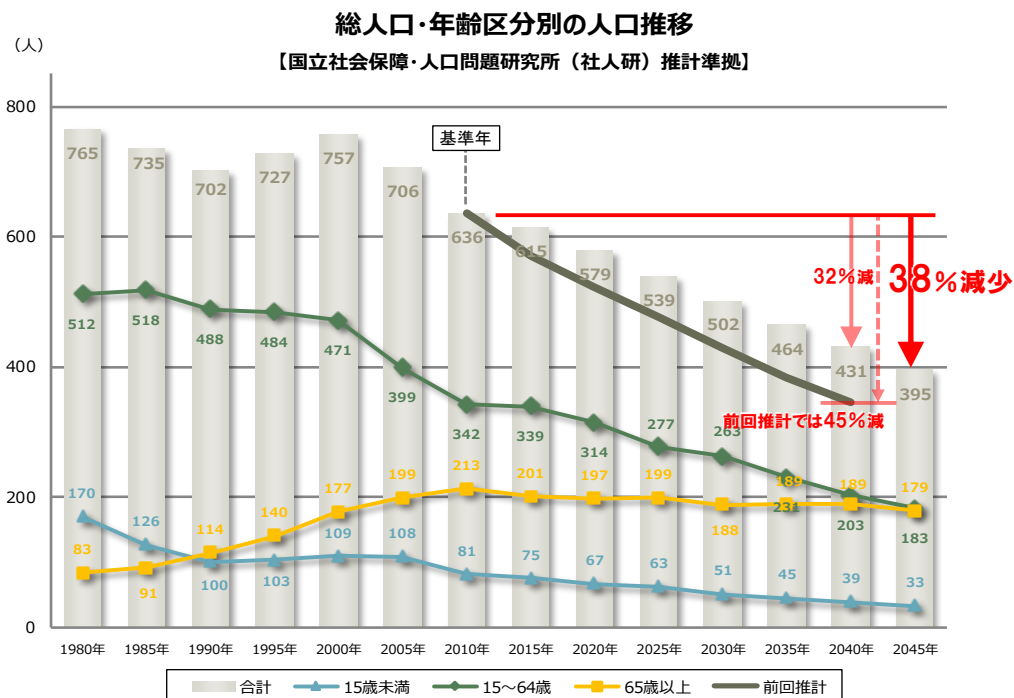
第2章 本村の状況

1、人口の推移

国勢調査による本村の人口は、1990年（平成2年）までは毎年5%程度の減少が続き、1990年（平成2年）から2000年（平成12年）までは増加に転じましたが、2000年（平成12年）以降は再び減少し、2020年（令和2年）では、近年のピーク人口（2000年：757人）に対して約33%減少しています。檜枝岐村人口ビジョンの推計値によると2045年（令和27年）には400人を割り込むと予想されます。

檜枝岐村人口ビジョンでは、本村が健全に存続・発展していくためには2015年（平成27年）の国勢調査人口の615人の水準を維持していく必要があるとの認識から、少なくとも600人を維持していくことを目標としております。

図 2-1 人口推移と将来推計



出典：檜枝岐村人口ビジョンより抜粋

2、財政の状況

歳入面については、地方税の大部分を占める大規模償却資産に係る固定資産税が年々減少し続けている一方で、地方交付税が増加する傾向にあり、依存財源の構成比が高まっている状況であります。現状では安定した自主財源を見込むことは厳しい状況で、地方債（過疎債等）の発行や基金の取り崩しの増加が見込まれます。歳出については、人件費や公債費の増加により、義務的経費の構成費が高くなることが見込まれます。また、投資的経費のうち改修等の更新に係る経費についても近年増加傾向にあります。今後、公共施設の適切な配置や利活用のあり方など見直しを図り、特定財源を有効活用し総合的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

【普通会計における決算の推移】

図 2-2 【歳入】

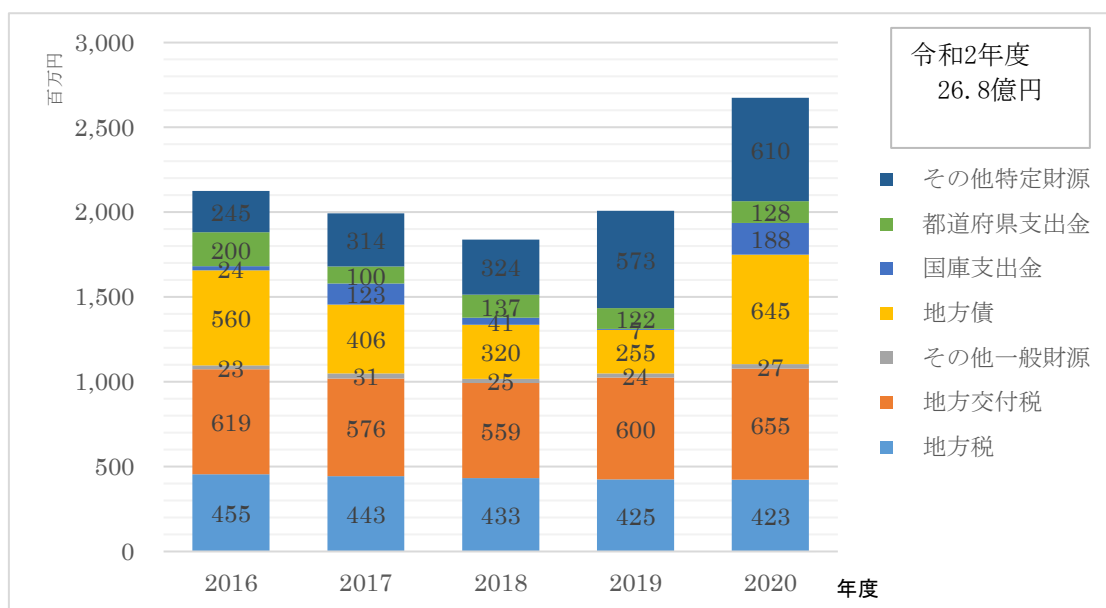
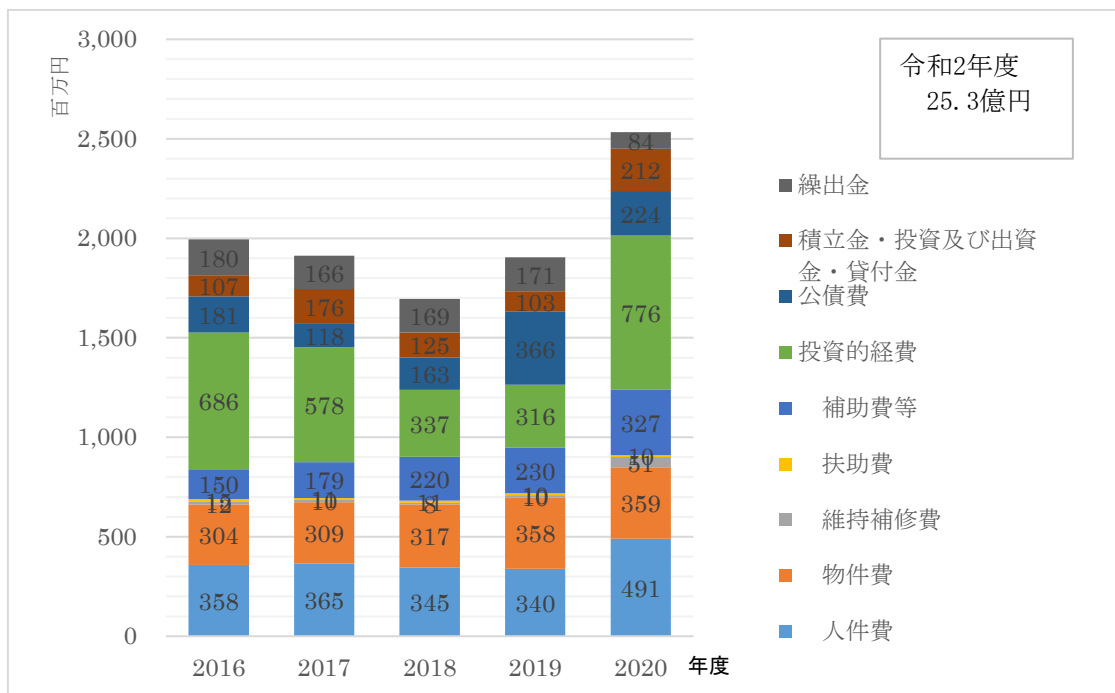


図 2-3 【歳出】



第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

1、公共建築物の状況と将来の見通し

(1) 公共建築物の保有状況

本計画の対象とする施設数は令和3年3月末時点で118施設、総延床面積は34,191.7㎡となっており、分類別に見ますとレクリエーション施設・観光施設（32.8%）が最も多く、続いて産業系施設（12.3%）となっており全体の約4割を占めています。基幹産業である観光やその産業を支える公営の事業施設等の割合が高くなっています。

図3-1 建築物面積の内訳（令和3年3月末現在）

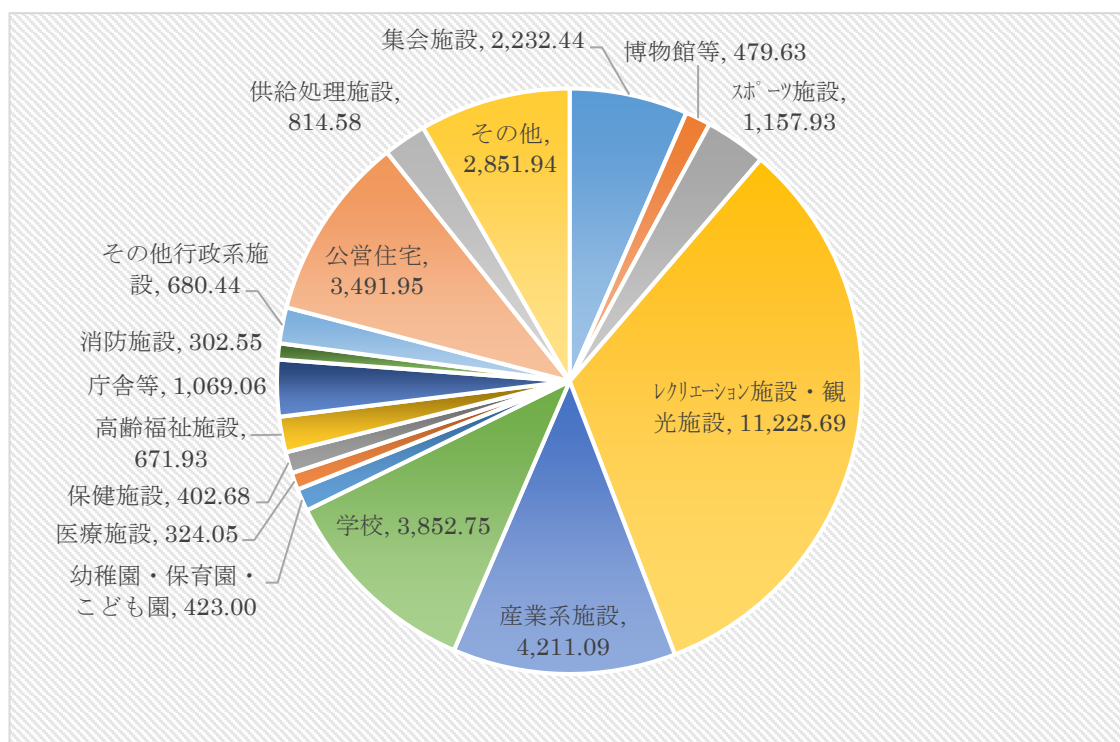


表3-1 建築物施設数等内訳 ※複合施設はそれぞれの目的ごとに分類

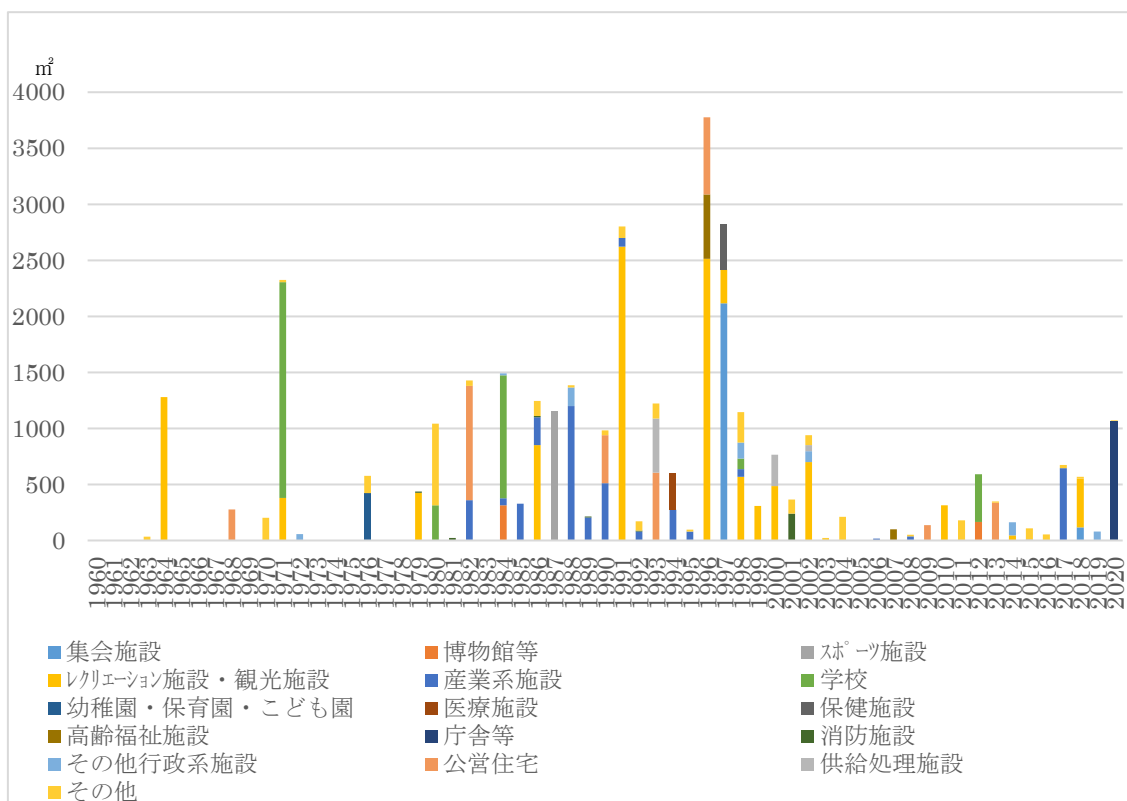
番号	分類	施設数	主な施設
1	集会施設	2	公民館、集会場
2	博物館等	2	歴史民俗資料館、歌舞伎伝承館
3	スポーツ施設	1	村民体育館
4	レクリエーション・観光施設	16	尾瀬御池ロッジ 樺の森ミュージアム他
5	産業系施設	23	尾瀬の郷交流センター、暮らしの拠点施設他
6	学校	3	小中学校他
7	幼稚園・保育園・こども園	1	児童館
8	医療施設	1	診療所
9	保健施設	1	保健センター
10	高齢者福祉施設	2	社会福祉センター他
11	庁舎等	1	役場庁舎
12	消防施設	6	消防分遣所他
13	その他行政系施設	8	除雪車格納庫他
14	公営住宅	11	定住促進住宅他
15	供給処理施設	3	廃棄物等ストックヤード
16	その他	37	寄宿舎、火葬場、公衆トイレ、温泉配湯所他

(2) 築年度別の状況

1964年度（昭和39年度）から1971年度（昭和46年度）にかけて、休養宿泊施設や休憩所の整備、学校など比較的大きな建物が建設されました。この時期に建設された施設は耐震基準が見直される以前のものであり、新耐震基準に満たさない建物については、大規模改修や建て替えを早急に検討する必要があります。

1982年度（昭和57年度）から2002年度（平成14年度）にかけては、公営住宅、小学校、各種観光交流施設、廃棄物処理施設、公民館の建て替えなど大規模な施設整備が行われました。これらは主に地方債を財源として整備され、地域総合整備事業債や過疎対策事業債などが活用されました。

図3-2 年度別建築物の整備床面積



(3) 過去に行った対策の実績（令和3年3月末現在）

ア、文化振興系施設

2018年度（平成30年度）に1997年度（平成9年度）に整備した公民館のボイラー設備について、20年を経過したため更新を行いました。

2018年度（平成30年度）に身近な地域の問題解決の話し合いや世代間交流を活性化するため、地域コミュニティ事業や必要に応じ葬祭等、多目的に活用できる施設として、集会場を整備しました。

イ、スポーツ・レクリエーション施設

1984年度（昭和59年度）に整備した歴史民俗資料館の一室に併設していた観光案内所について、立地が悪く利用しにくい状況となっていたため、新たに整備した道の駅に2016年度（平成28年度）に複合機能を有した尾瀬・檜枝岐山旅案内所を新設し、利用者の利便性向上と観光地のイメージアップを図りました。

2019年度（令和元年度）に1964年度（昭和39年度）整備の休養宿泊施設「尾瀬沼ヒュッテ」の客室を6室36名収容のカプセル型ユニットルームに改修し、個人利用者への対応を強化し稼働率向上を図りました。

ウ、産業系施設

1985年度（昭和60年度）に整備した木工展示販売施設は林業の衰退により機能が低下したため、農産物の販売や食事の提供など地域住民や団体等が主体的に活用できる施設として改修し、山のめぐみ物産館としてリニューアルをしました。

1971年度（昭和46年度）に整備した克雪管理センターは、老朽化が著しいため解体し、買い物や金融など住民生活に密着した複合施設として再整備を行いました。

エ、学校教育施設・子育て支援施設

中学校は、1971年度（昭和46年度）に建設され、その後2006年度（平成18年度）に大規模改修により耐震補強を行ったところです。小学校については1984年度（昭和59年度）に建設され、これまでエコ改修や屋根の防水工事など定期的な修繕等を行い現在に至っております。2012年度（平成24年度）には小中一貫教育に取り組むため、小中校舎の間に多目的校舎及び給食室を建設し一体的な施設としました。また、2014年度（平成26年度）に同一のエリアに位置する遊休施設を児童館に転用し、教育と子育てが連携するよう施設の再編を行ったところです。

オ、保健・福祉・医療施設

1994年度（平成6年度）に医療・福祉等の連携強化を図るため、診療所とデイサービス・在宅介護支援サービスの機能を持った複合施設（医療福祉センター）を整備しました。2015年度（平成27年度）から2016年度（平成28年度）にかけては、医療と介護それぞれの機能強化を目的に施設の改修・移転・転用を行い、一体を医療福祉エリアへとゾーニングを図りました。

カ、行政系施設

役場庁舎は、老朽化が著しく進行していることから、安全性へのリスクが懸念されており発災時の業務継続に支障が生じる恐れがあることから、2019年度（令和元年度）から2ヵ年かけ整備を行い2020年度（令和2年度）に完成しました。

キ、公営住宅

1982年度（昭和57年度）に整備した教職員等寄宿舍について、老朽化やトイレが共同など社会的要求の水準を満たしておらず対策が必要となっておりました。また、少子高齢化に伴いUIターン者の受け入れ態勢の強化を図るため住居の確保も課題であったことから2014年度（平成26年度）大規模改修を行い、定住促進住宅として機能強化を図りました。

ク、供給処理施設

廃棄物処理施設は、1993年度（平成5年度）に建設されましたが、老朽化等による修繕費が増し、維持するのが難しくなったため、2015年度（平成27年度）をもって可燃ごみの焼却を止め、近隣町に処理を委託することとしました。これにより、施設維持費の大幅な削減を図ることができました。また、2018年度（平成30年度）にゴミの分別やリサイクルの推進により資源物や不燃ごみの増加が見込まれるため、焼却施設を改修しストックヤードとして用途変更を行い施設の有効利用を図りました。

ケ、その他施設

1980年度（昭和54年度）に整備した高等学校寄宿舎「尾瀬寮」について、厨房・トイレ・洗濯場等老朽化に伴う機能低下を回復するための改修を2011年度（平成23年度）に行いました。

また、住民から寄贈された住宅を2017年度（平成29年度）に地域おこし協力隊等の短期滞在者向けの寄宿舎として改造し、Iターン者の受け入れ先として整備を行いました。

(4) 施設保有量、有形固定資産減価償却率の推移及び維持管理経費

施設保有量は、令和元年度で役場庁舎（979 m²）の解体及び公用車車庫（145 m²⇒81.15 m²）の更新により減少しましたが令和2年度は、新役場庁舎（1,069.06 m²）完成により平成30年度と比べ29.57 m²の増加となりました。

有形固定資産減価償却率は、その他の施設が70%を超えており、続いて供給処理施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、社会教育系施設が60%台となっており着実に老朽化が進んでおります。一方で、行政系施設については、庁舎の更新により減少しております。

現在の維持管理経費は、スポーツ・レクリエーション施設とその他の施設に多く経費を要しており、主に日帰り温泉施設や村内への温泉配湯施設などの光熱水費が大きな割合となっております。

図 3-3 年度別施設保有量推移

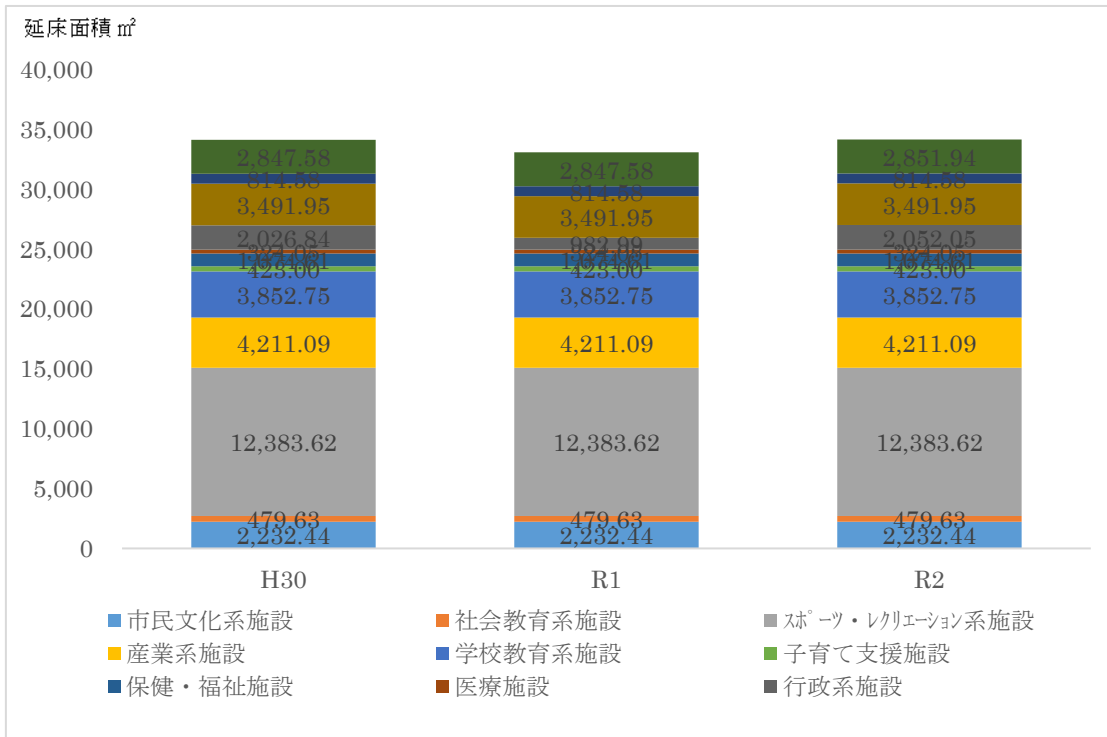


図 3-4 年度別有形固定資産減価償却率の推移

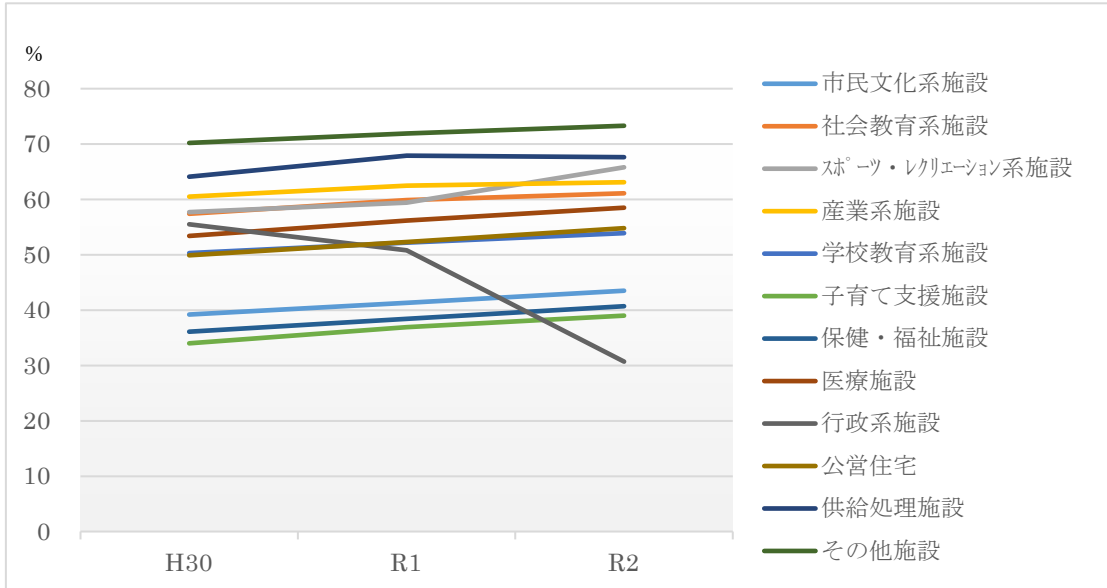
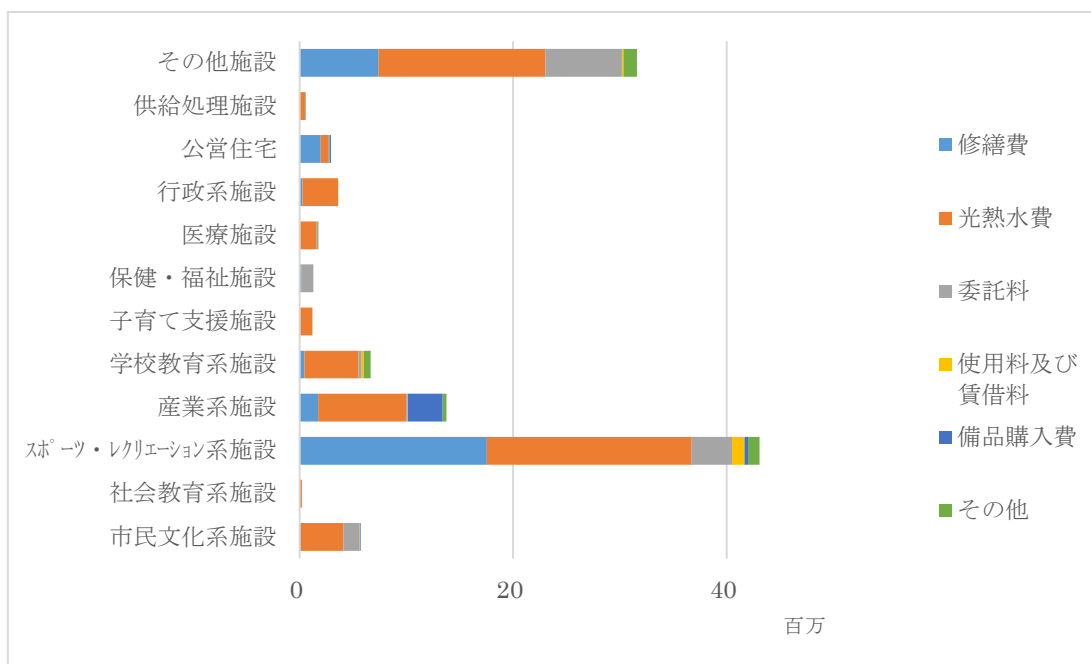


図 3-5 現在要している維持管理経費（令和 2 年度）



(5) 将来の見通し

本村の公共建築物の多くは、1982 年度（昭和 57 年度）から 2002 年度（平成 14 年度）の間に整備されております。施設の構造にかかわらず一律築後 30 年で大規模改修を行い、その後 60 年で建替えるものと仮定した場合、大規模な改修や更新時期が 2033 年度（令和 15 年度）まで集中することが見込まれます。この条件で費用を試算した場合、40 年間の総額は 160.3 億円、計画期間では 59.9 億円の試算結果となります。厳しい財政状況の中、限られた財源の中でいかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となっております。一方で、個別施設計画に基づく目標耐用年数まで長寿命化を図る場合、40 年間の総額は 120.6 億円、計画期間の総額は 51.7 億円となり、従来の方と比べ 40 年間で 39.7 億円、計画期間では 8.2 億円の費用削減が図れるとの試算となり大きな効果が期待されます。

図 3-6 建築物を従来どおり単純更新した場合の更新費用の試算結果

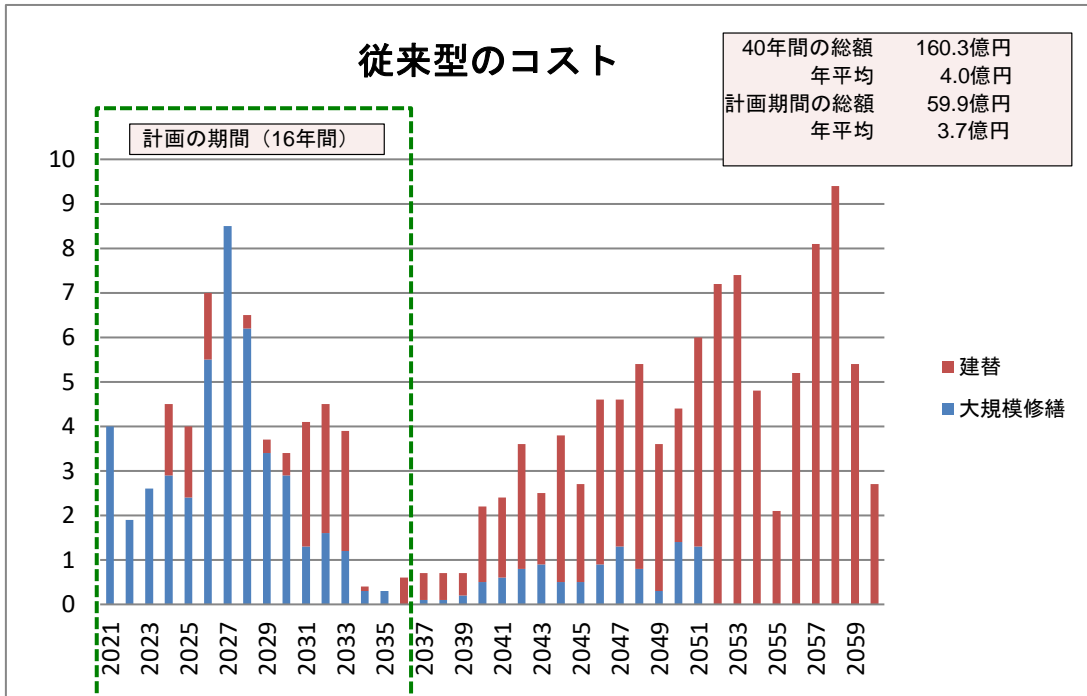
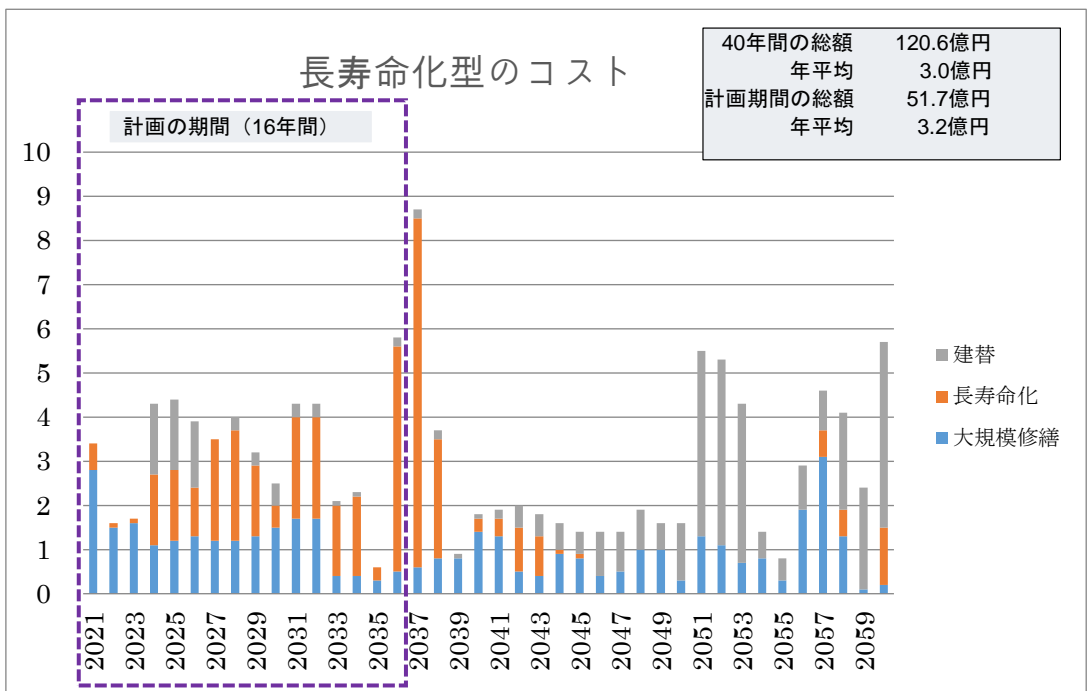


図 3-7 建築物の長寿命化を反映した場合の更新費用の試算結果



2、インフラ資産の状況と将来の見通し

(1) インフラ資産の保有状況

本計画の対象とするインフラ資産の状況は以下のとおりです。

保有量については、過去3年変化はありません。

表 3-2 主なインフラ資産の保有量の推移

種 別	主な施設	施 設 数		
		H30	R1	R2
道路施設	村道延長	43.0 km	43.0 km	43.0 km
	舗装延長	8.8 km	8.8 km	8.8 km
	橋 梁	21 橋	21 橋	21 橋
農林業施設	林道延長	7.3 km	7.3 km	7.3 km
	舗装延長	7.3 km	7.3 km	7.3 km
	橋 梁	5 橋	5 橋	5 橋
簡易水道施設	水源施設	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	浄水施設	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	配水施設	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	導水管	1.8 km	1.8 km	1.8 km
	送水管	0.6 km	0.6 km	0.6 km
	配水管	6.1 km	6.1 km	6.1 km
下水道施設	浄化センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	管路延長	5.9 km	5.9 km	5.9 km

(2) 築年度別の状況

図 3-8 橋梁年度別構造別面積

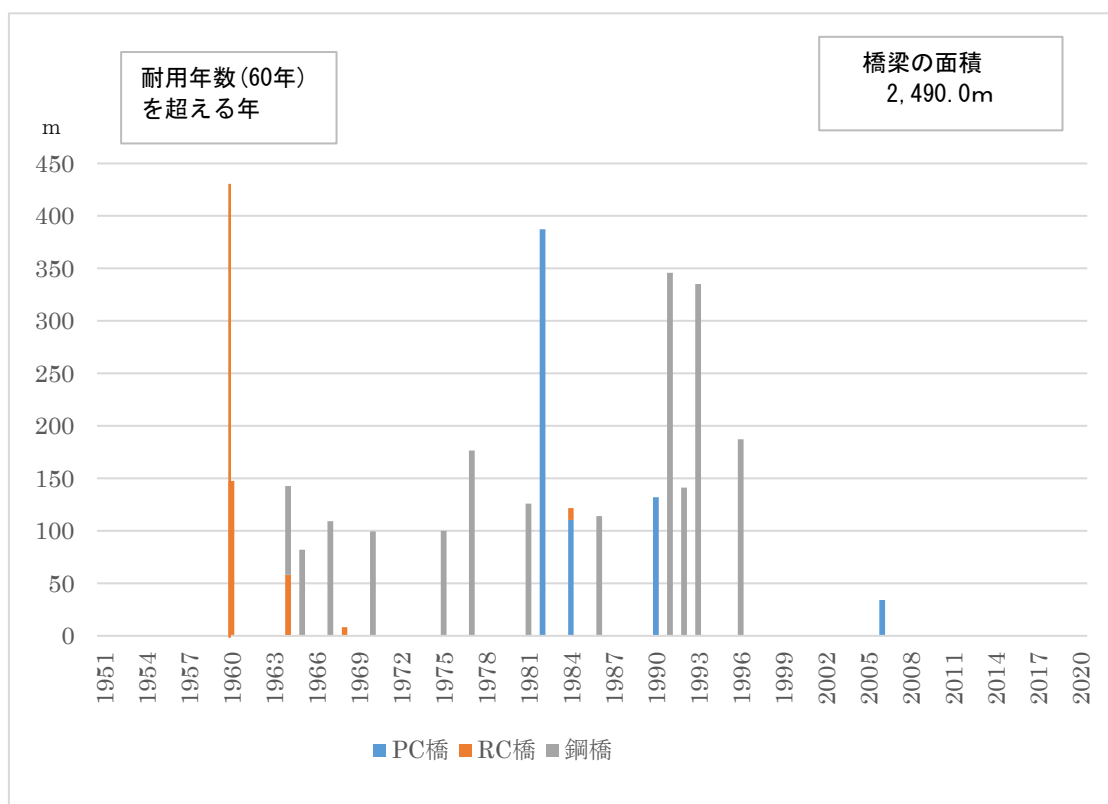


図 3-9 簡易水道管年度別整備延長

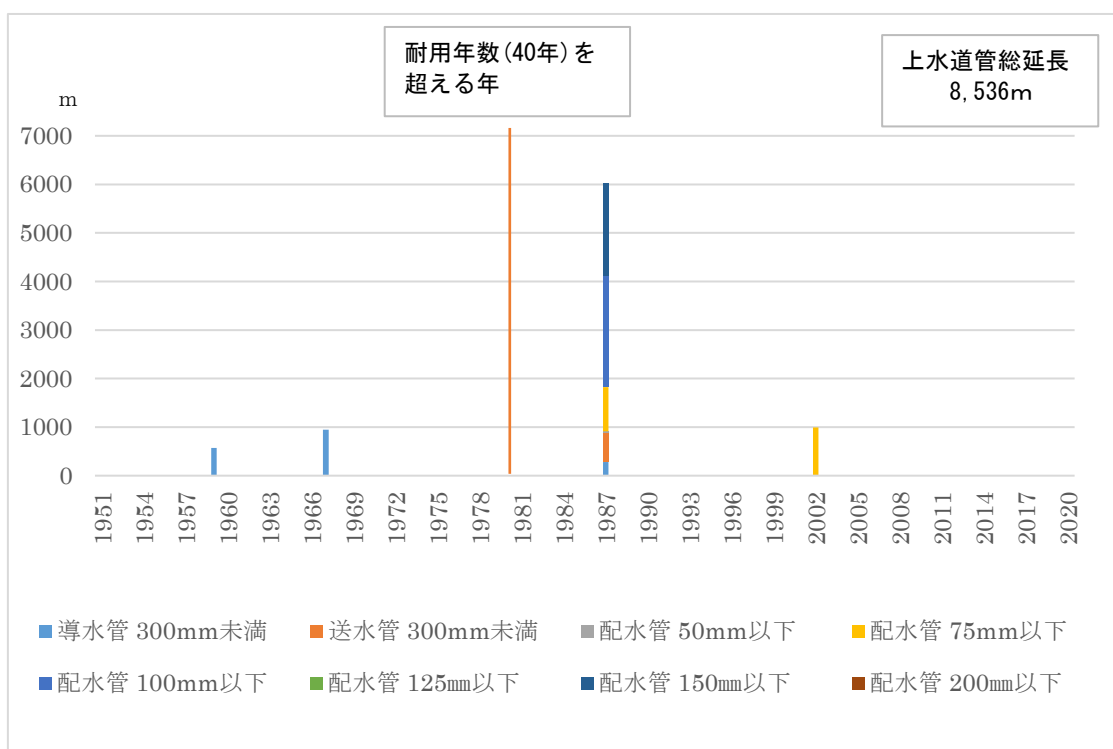
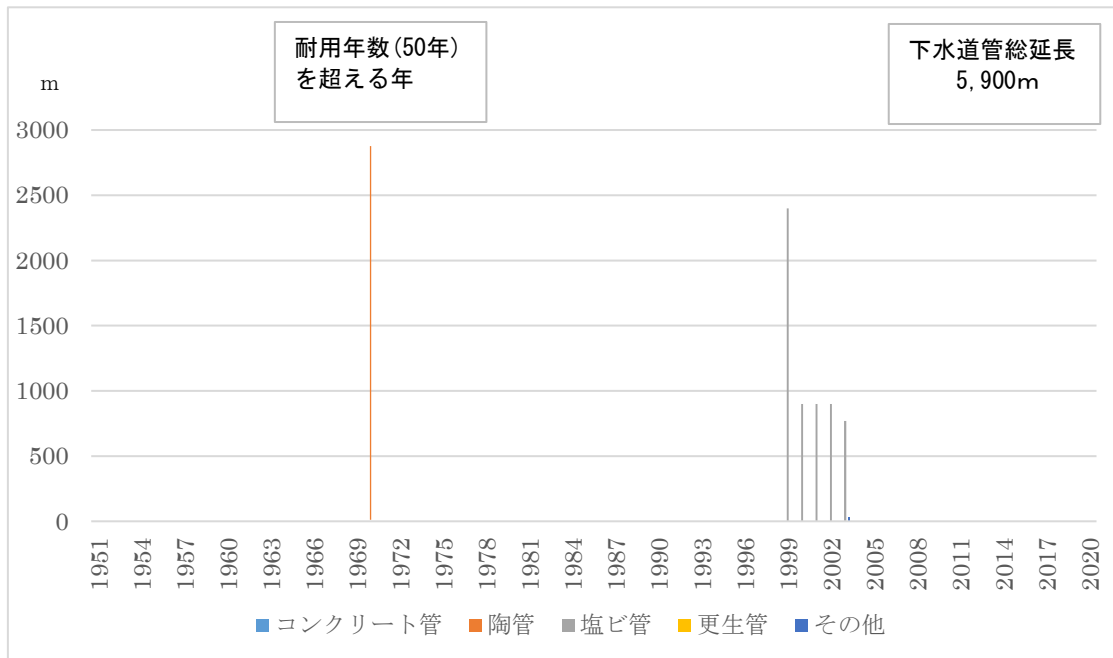


図 3-10 下水道管年度別整備延長



(3) 過去に行った対策の実績 (令和 3 年 3 月末現在)

ア、道路、橋梁

村道につきましては、2007 年度 (平成 19 年度) から 2016 年度 (平成 28 年度) にかけて 6 路線を廃道 (一部廃止含む) (▲2.8 km) し、2018 年度 (平成 30 年度) に

は、2路線を車両の通行ができるよう拡幅するとともに災害時の代替路としての活用
 できるよう路線を延長（0.3 km）し既設の道路へ接続しました。林道については、
 2014年度（平成26年度）から2015年（平成27年度）にかけて落石防護柵（157m）
 を改良し、対策強化を図りました。

イ、簡易水道

1968年度（昭和43年度）に整備した三日倉配水池について、2017年度（平成29年
 度）に漏水防止と施設の延命化を図るため、防水工事を行いました。

ウ、下水道

2016年度（平成28年度）に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、
 2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）にかけ管路施設（一部マンホール
 ポンプ更新）及び処理場の改築（処理方式の変更及び処理能力の適正化）を実施し、ラ
 イフサイクルコストの削減を図りました。

図 3-11 年度別有形固定資産減価償却率の推移

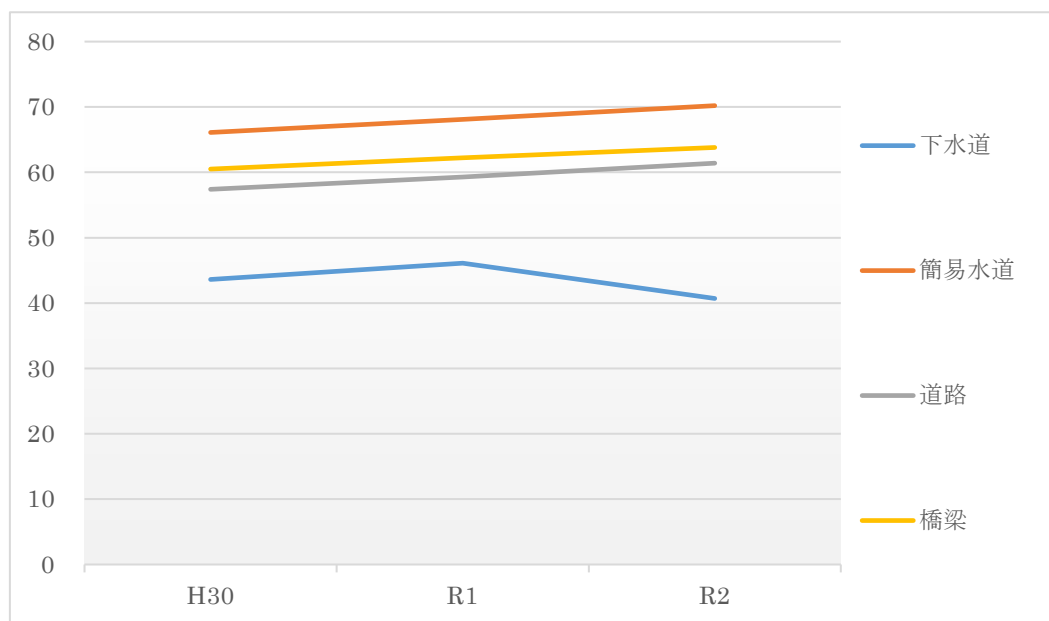
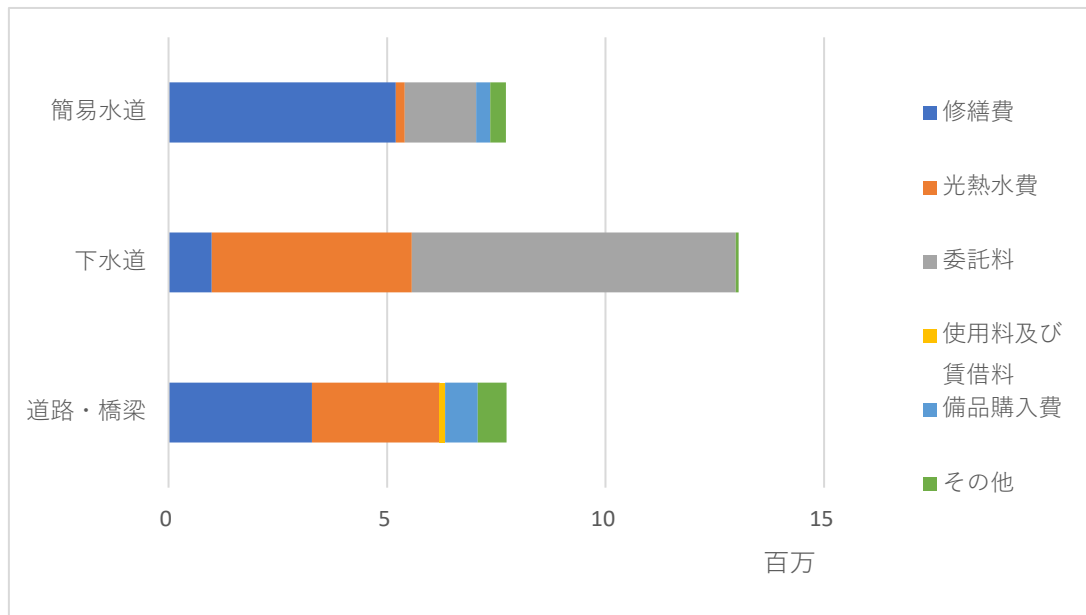


図 3-12 現在要している維持管理経費（令和 2 年度）



(4) 将来の見通し

インフラ資産のうち、上水道施設の一部について耐用年数の 40 年を超えている施設もあり、橋梁についても 60 年に達する施設があることから、速やかに対策を講じていく必要があります。これらの資産は、住民の社会生活の基盤であり他に代替的利用ができないものであることから、いかに計画的かつ効果的に管理していくかが課題となります。

今後 40 年間に要する改修や更新経費を従来どおり単純更新した場合で試算すると、約 69.8 億円（年平均 1.7 億円）と推計されます。一方で、各インフラの個別計画に基づき、長寿命化対策を反映した場合、約 56.6 億円（年平均 1.4 億円）となり単純更新した場合と比べ 13.2 億円（年平均 0.3 億円）の費用削減が図られることが見込まれます。

図 3-13 インフラ資産を従来どおり単純更新した場合の更新費用の試算結果

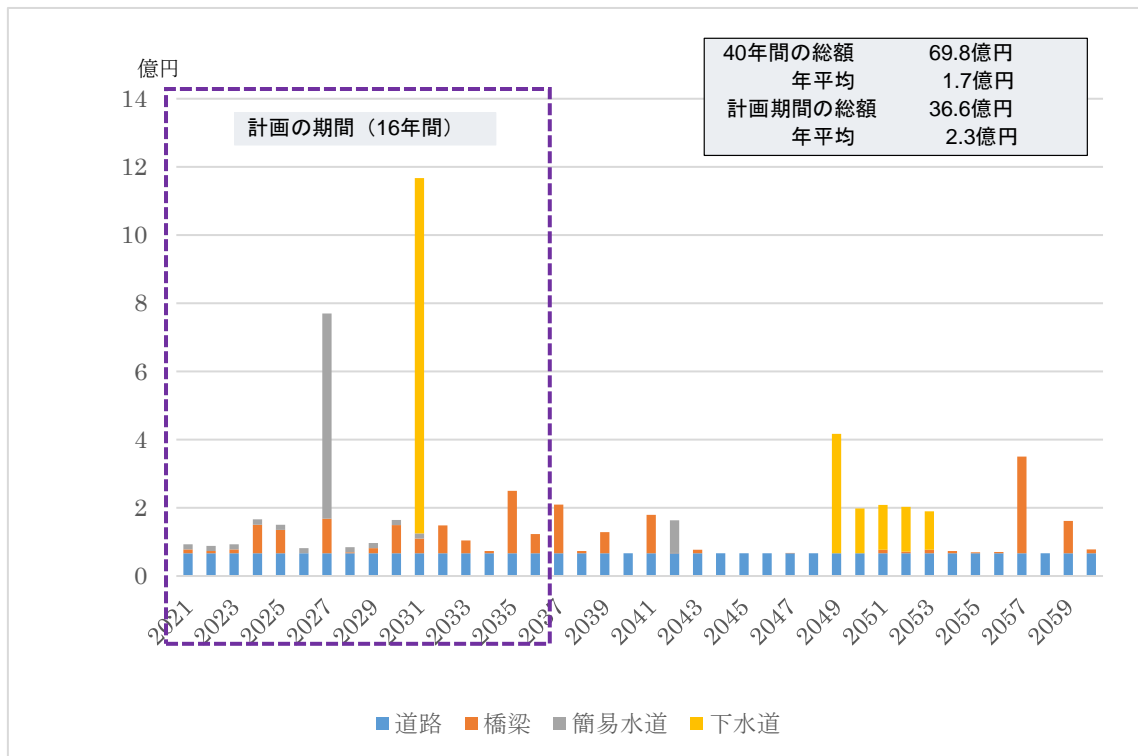
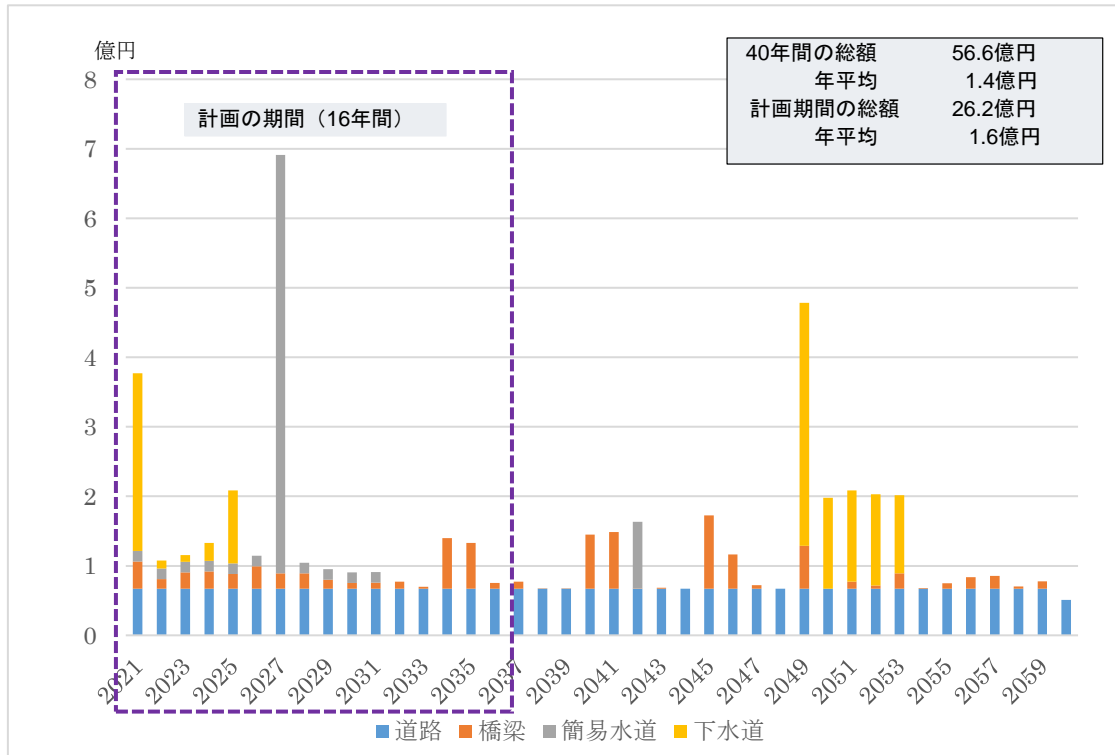


図 3-14 インフラ資産の長寿命化を反映した場合の更新費用の試算結果



第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1、全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するため、総務課を中心とし各施設の所管部署と情報を共有しながら適切に維持、更新等管理が実施できるよう取組体制を構築します。

なお、本計画の充実、精緻化を図るため固定資産台帳等の活用も検討しながら公共施設等の適正な管理に努めていきます。

2、現状や課題に関する基本認識

保有量については、レクリエーション施設が32.8%を占めるなど特定の分野に偏りがあることから、需要の変化を予測し既存施設の活用方法の見直しや施設規模の縮小など検討する必要があります。

コスト面については、更新時期が同じ時期に集中しないよう費用を平準化するとともに更新後の維持管理費が多大にならないよう留意する必要があります。

運営面に関しては、人口の減少（交流人口含む）により更なる稼働率の低下も懸念されることから、公民連携についても検討していく必要があります。

3、公共施設等の管理に関する基本的な考え方

これまで述べた現状や課題を認識した上で、健全で持続可能な公共施設等の管理を実現するために、次の方針に基づき総合管理計画を推進していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

施設の損傷や劣化の進行は、構造や利用状況によって異なることから、法定点検を含めた定期的な点検・診断を実施し、そのデータを全庁で情報共有し、今後の老朽化対策に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の計画的な点検や劣化診断により、早期の段階に予防的な修繕を行い施設機能の保持・回復を図ることにより、施設を長寿命化させ維持管理・修繕費を縮減するとともに、建て替え等の更新時期が集中しないよう施設の利用頻度などに応じて優先度を把握し、経費の平準化に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、安全性が認められない公共施設等は、早期に対策を行い利用者の安全確保とサービスの継続的提供を図るとともに、老朽化等により高度な危険性が認められ、かつ利用頻度や効用が低い施設は、解体等の対象とします。

(4) 耐震化の実施方針

上記の(3)に基づき施設の利用率、効用の高い施設を重点に耐震化に向けた更新等を

進め、災害時等における施設の安全性の向上を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

今後も活用していく公共施設等については、前述したとおり推進するとともに各個別施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき長期使用を図ります。

(6) 統合や廃止の推進方針

人口の推移や財政状況、利用者のニーズを踏まえ、公共建築物の集約、廃止、複合化を進めていきます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化等を踏まえ、他に代替が可能であれば改修するなど再利用し、そうでないものは売却等を検討し、可能な限り単独での新たな施設整備は抑制するよう努めます。

さらに、施設の再編や官公署及び民間施設の合築等を積極的に取り入れ、行政サービスとしての必要な水準や機能を維持し、施設の総量縮減に努めていきます。

また、機能が重複した施設は、必要な総量を見直し、多機能集約化の取り組みを推進していきます。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「第4次檜枝岐村振興計画」をはじめとする各種計画等との整合性を図りながら、全庁横断的な取組体制を構築するとともに、経営的視点に立った管理運営ができるよう職員の意識向上に努めます。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

全ての人にやさしいユニバーサル社会を構築するため、障がい者、高齢者にとどまらず誰もが利用しやすい施設のユニバーサルデザイン化について、対応が必要な施設の優先度や時期を検討します。

(9) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

未利用資産については、利活用の可否を判断したうえで、優先度に応じて売却や貸付等を検討します。

4、フォローアップの実施方針

本計画の進捗管理については、PDCAサイクルに基づき行うこととします。計画の推進にあたっては、毎年各個別の計画等の進捗を庁内会議において評価し、今後の対策を検討します。改訂については、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1、文化系施設（集会施設）

公民館は住民活動の拠点として位置づけられている施設です。当該建物は1997年（平成9年）に建設されました。敷地面積が狭いため施設の機能的有効活用が図られるよう、公民館と保健センターを合築した複合施設となっております。災害時の避難施設としても位置付けられているため、個別施設計画に基づいた、定期的な維持修繕を進め長寿命化を図ります。

また、集会場については、機能を維持しつつ利用促進が図られるよう努めます。

2、社会教育施設

歴史民俗資料館や歌舞伎伝承館などは本村の歴史文化などを紹介する施設です。歴史民俗資料館には貴重な資料などが保管されているため、施設の耐久性が重要となります。建設から30年が経過しており、現在の利用状況と建物の老朽度合に応じ、社会的なニーズを含め、今後の活用方法等検討を進めていきます。

3、スポーツ・レクリエーション施設

当該施設は本村の保有している施設の約36%を占めております。その多くは基幹産業である観光に大きく寄与するものですが、近年、利用実績が減少するなど、厳しい運営状況が続いております。こうした中、現在（令和3年度）老朽化した日帰り入浴施設（アルザ尾瀬の郷）の機能回復とランニングコストを削減のための対策を行っております。これ以外の施設についても今後、建替え等更新費用を軽減するためにも適切な維持管理を行い必要な修繕等を進めるとともに、ユニバーサルデザインや環境負荷の低減、防災機能の確保などに配慮するよう努めます。また、利用実績等により運営方式も含め施設のあり方など検討することも考えていかなければなりません。

4、産業系施設

村営事業として行っている養魚施設や特産品加工施設等については、1989年から1990年代前半に整備され、一部の施設や設備について老朽化が進んでおります。村の産業の中核となる重要な施設でもあるため、必要に応じて維持改修を進めるとともに、品質の向上を図る上で、新たな設備投資など必要に応じ検討し、活用の向上が図れるよう進めていきます。

山村活性化センターについては、これまで特産品の製造施設として民間事業者が利用しておりましたが、現在は遊休施設となっております。このため、当該施設を移住・定住のための施設（滞在可能なワーケーションスペース）に転用するための改修を計画します。

その他の施設についても、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕等を行うことでコスト削減を図るとともに、村の産業の動向を注視しながら、施設全体の保有量を検討していきます。

5、学校教育施設・子育て支援施設

今後、少子化が進む中、将来を見据えた維持管理及び更新等を検討していきます。

6、保健・福祉・医療施設

今後、高齢化の進展により福祉・医療分野の役割は、ますます重要となることが予想されます。長期的な利用を想定し、現在の機能を維持しつつ長寿命化を優先する施設整備を検討します。

7、行政系施設

役場庁舎は、2020年度（令和2年度）に建替えを行い共用開始しました。100年を見据えて計画的な保全に努めていきます。

消防屯所につきましては、2001年度（平成13年度）に建設され20年が経過し、仮眠室の個室化・トイレの男女専用化、救急消毒室・資機材室の整備の他非常用電源設備の設置、感染防止対策に加え、積雪期における屋根からの雪庇（氷）落下による玄関ポーチ屋根の破損への対応を踏まえ、施設の増改築、屋根の改修を計画します。

その他の行政系施設についても、建物の用途に合わせた改修や更新を計画的に進めていきます。

8、公営住宅

公営住宅のうち、木造住宅については、1968年度（昭和43年度）に整備され、築後50年経過しております。目標耐用年数（60年）に達するまでに施設の方向性を検討する必要があります。また、大規模改修を実施した住宅を除くと1990年度（平成2年度）に建設された建物は今後20年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。このことから延命を図るため予防的な修繕を実施するなど適正な維持管理に努めていきます。

9、供給処理施設

施設の適切な管理を行うことでコストの縮減平準化に努めます。

収集運搬施設（車両等）については、整備後20年以上経過し、老朽化が著しく耐用年数も大幅に上回っていることから更新を計画します。

10、その他施設

公衆トイレは村内各所に設置されております。設備の老朽化や利用者のニーズに合わせ改修・更新を進めていきます。

本村では高校に進学する場合、通学圏内に学校がなく寄宿舎生活などを余儀なくされます。このため、多くの学校が集中している会津若松市に学生寮を整備し、安心できる環境の下で学業に専念できるよう支援してきたところであり、他に代替が不可能な施設であります。共用開始から40年が経過し、経年劣化による損耗、機能低下が懸念されていることか

ら、現在（令和3年度）機能回復等の大規模改修を実施しております。今後も定期的な修繕等を実施するとともに、必要な対策を検討していきます。

普通財産に分類される建物やどれにも属さない施設は、適切な維持管理を行うとともに、その必要性や需要を検証し、他に代替が可能な施設については合理化や複合化、統廃合などにより費用削減を検討するなど、総量の適正化を進めていきます。

11、インフラ資産

道路は住民生活や産業経済活動を行うための基盤となるものです。長期にわたり、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や平準化を図るよう努めます。また、施設の実態を踏まえ必要に応じて用途廃止を検討します。

橋梁については、平成23年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」の改訂を行い新たな計画に基づいて対策を講じていきます。

簡易水道については、一部の施設について、耐用年数を超えている施設も見受けられ、今後本格的に更新時期を迎えることとなります。このため、点検等により施設の状況把握に努めるとともに劣化状況に応じて修繕等を進めていきます。

下水道は、1990年代後半から2000年代前半にかけて整備されました。建設から約20年経過したところですが、2020年度（令和2年度）から新たな処理方式へ移行し、処理能力もダウンサイジングしたことから今後コスト削減が見込まれます。引き続き「下水道ストックマネジメント計画」に基づき施設のトータルコストの縮減に努めていきます。

資 料

将来負担の考え方

試算に当たっては、財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下、「試算ソフト」という。）の標準的な単価や更新周期等と個別施設計画で算定された費用に基づいて算定しております。

1、公共建築物

(1) 単純更新の費用

試算ソフトに基づき整備30年後に大規模改修を行い、整備60年後に同規模で更新と仮定し算定しております。

(2) 長寿命化を反映した場合の更新費用

個別施設計画に基づき算定しております。

2、インフラ資産

(1) 単純更新の費用

道路、上下水道は試算ソフトに基づき算定しております。

橋梁は個別施設計画に基づき算定しております。

(2) 長寿命化を反映した場合の更新費用

橋梁及び下水道（管路除く）については、各個別施設計画に基づき算定しております。

下水道の管路及び個別施設計画未策定の道路、簡易水道は試算ソフトに基づく算定と同額として算定しております。